

平成22年度第1回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第11回)

日 時：平成22年7月13日（火）午後2時から午後5時

場 所：山梨県環境整備センター会議室

出席者：○委員

上神取区長	矢崎 美富
浅尾新田区長	長田安比古
浅尾区長	篠原 眞清
中込区長	清水 壽昌
御領平区長	三井 一男
山梨大学名誉教授	中村 文雄
山梨大学工学部教授	金子 栄廣
北杜市生活環境部長	堀 内 誠
北杜市環境課長	由井 秀樹
北杜市明野総合支所長	堀内 健二
山梨県森林環境部理事	石合 一仁
山梨県森林環境部環境整備課長	守屋 守
山梨県中北林務環境事務所長	小林 隆一

○事務局

財団法人山梨県環境整備事業団専務理事	矢崎 茂樹(委員兼務)
財団法人山梨県環境整備事業団事務局長	安藤 幸夫(〃)
財団法人山梨県環境整備事業団センター所長	岩下 和夫(〃)
財団法人山梨県環境整備事業団建設課長	山本 貴司(事務局)
財団法人山梨県環境整備事業団総務課長	西川 秀之(〃)
財団法人山梨県環境整備事業団業務管理係長	小鳥居 哲(〃)

○欠席

北杜市副市長	三井 弘之
下神取区長	清水 晴夫
浅尾原区長	名取 孝英
東光区長	杉山 洋三

配付資料

- ①次第
- ②席次表
- ③山梨県環境整備センターにおける搬入実績（資料①）
- ④浸出水処理施設及び漏水検知システムの稼働実績（資料②）
- ⑤環境モニタリング結果（資料③）
- ⑥学識経験者について
- ⑦委員名簿

<事務局>

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は委員の皆様方にはお忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、平成22年度の第1回目の環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

ここで、傍聴席の皆様方にお願いがございます。

前回の委員会の会議中におきまして、私語らしき発言等が目についたとの意見が委員の方から寄せられています。

したがいまして、会議中は、壁に掲示しました注意事項を遵守していただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、年度の切り替わった第1回目ということでございますので、新たに委員に就任された方もいらっしゃると思います。ここで自己紹介をお願いいたします。

先ず、当委員会の委員長からお願いし、次に右列の委員様から順次申し上げます。右側が終わりましたら、左側の列の委員様から順次お願いいたします。

(委員各位により自己紹介が行われる)

<事務局>

どうもありがとうございます。

それでは次に、当委員会の委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

<委員長>

一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところ、また天候不順の中、安全管理委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先ほど、事務局からお話ございましたように、地元を代表されていらっしゃる委員の皆様方は、年度替わりで大部分が新任の皆様でございます。

そこで大変恐縮でございますが、当安全管理委員会の経緯につきまして、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

この安全管理委員会は、山梨県、北杜市、環境整備事業団の3者が、平成18年6月に公害防止協定を締結いたしました。

その公害防止協定に基づいて、平成19年8月にこの委員会が発足しております。

地元の皆様から信頼いただけるような、安心でき、安全な処分場になるべく、いろんなですね、センターの安全管理に関わる事項につきまして、十分に検討していただいてご意見を申し上げるといのが、この安全管理委員会の重要な責務、職務であります。

これまで当委員会は、先ず立ち上がりましてから、公害防止協定に規定されますところの細目事項、すなわち廃棄物の受け入れの規格ですとか、あるいは廃棄物の搬入管理、あ

るいは環境モニタリング等の細目について検討して参りましたが、併せて当時この処分場が造成中でしたが、造成工事、遮水工事、あるいはこの建物、すなわち浸出水の処理施設の建設工事といった各種工事の施工状況についても現地視察を実施してきたところであります。

本日の委員会でございますが、このセンターは昨年5月21日に操業開始しております、1年の時間が経過しておりますが、その間に実施されました環境モニタリングの結果につきまして、委員の皆様方にご検討いただき、それでいろんなご意見を賜りたいという予定になっております。

ただ今、申し上げたとおりに、この安全管理委員会はセンターの安全管理に関わる部分につきまして大変重要な役割を持っておるわけでございますので、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない意見を賜って、安全管理の上で役立つような意見を賜ればというふうに思っています。

どうぞよろしくご協力賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

<事務局>

どうもありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、本日の委員会の資料を確認させていただきます。

前もって郵送させていただきました資料が、右肩に資料1、資料2、資料3とございます。

それから本日席上に置かせていただきました資料が、次第、席次表、委員名簿、学識経験者についての4つでございます。

不足等ございましたら事務局までお申し出をお願いします。

それでは、次第にしたがいまして会議を進めさせていただきます。

なお、当委員会の設置要綱に基づきまして、委員長が議長を務めることになっておりますので、委員長、どうぞよろしくをお願いします。

<議長>

それでは、安全管理委員会の設置要綱に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。

円滑に進行するようご協力お願いいたします。

先ず、議題の1でございますが、環境モニタリング結果等についてでございます。

事務局からご説明をお願いします。

<事務局>

以下、座って説明させていただきます。

私の方から説明させていただきます事項、環境モニタリング結果ですけれども、環境モニタリング結果に行く前に、その前段になります事項について、資料1、資料2からご説明させていただきます。

先ず、資料1をお開きください。

グラフや表の入った横長のものでもあります。

環境モニタリング結果を言う前にですね、当環境整備センターにおける廃棄物の搬入の実績をご報告したいと思います。

こちらの環境整備センターは、昨年、平成21年5月21日から操業を開始しております。

それから今年の5月31日まで、約1年までで切らせていただいた結果を集計させていただきます。

先ず、1番上の表1であります、これにつきましては各年の月ごとにですね、廃棄物の種類ごとに、どれだけの廃棄物をどういうふうにくら処理したのかという内訳を表したものでございます。

例えば、平成21年5月、左から2列目になりますけど、5月のトータルでいくと廃プラスチック類が1.87トン、下へ行きますのがれき類などがありまして、合計で21年5月につきましては37.41トン、こちらで埋立処分を行ったということを表しております。

その下に廃石綿等というのがございますけど、これは飛散性のアスベスト類ということで、こちらでは重量での管理はしておりません。

これは容量、容積、 m^3 ですね、受け入れの管理をしておりますので、別仕立てで容積で表しております。

この表1のずっと右側を見ていただくとそれぞれの合計が記載してありまして、廃石綿等を除きます産業廃棄物の合計は、右欄の一番下から2つ目になります、昨年5月から今年の5月までで4,726.20トン、こちらで埋立処分を行ったと。

廃石綿等につきましては、303.3 m^3 、こちらで埋立処分を行ったというものであります。

そして、その下の表2であります。

こちらの表につきましては、同じく年ごとを月ごとにですね、まとめてございますが、最初のこの表のA、Bの欄につきましては、上の合計量を表しておりますが、この次のCにつきましては、月ごとの営業日数を表しております。

更にその下は、廃石綿等を除く普通の産業廃棄物の1日当たりの受入量、更に下のEにつきましては、廃石綿のみの1日当たりの受入量を m^3 で出したものであります。

その下、左側の図1になります。

上段の表では数字の羅列ですのでわかりにくいかと思いますので、図1に月ごとに廃棄物の受入量をですね、トンでグラフ化しております。

赤い棒につきましては、廃石綿を除いた廃棄物の受入量の推移でございます。

青い小さな帯、棒につきましては、廃石綿の m^3 での量を表しています。

次に、その右側の図2になります。

これは、廃石綿を除く他の多種多様な産業廃棄物、こちらの埋立処分場でですね、どういった物を多く埋めているかの割合を昨年の5月から今年の5月までの受入状況を種類ごとに円グラフで表してみました。

このグラフを見ていただくとわかりますとおりですね、左側半分の方がですね、がれきの混合物、廃プラスチックの混合物という、要は、がれきを主体にしようが、廃プラスチ

ックを主体にしようが、混合された廃棄物、リサイクルがなかなかできないものが主にこちらの埋立処分場の方で処分を行ったものです。

それに対しまして、右側の右上の廃プラスチック類19%あるんですけど、これにつきましては、廃プラスチック類といってもプラスチックもいろんな成分ごとに、実際には細分化されております。

そういったいろんな成分がごったになってしまったもの、又は汚れてしまったもの、付着物があるようなもの、そういったものがこちらで入ってきていますので、廃プラスチック類の割合も比較的高くなっております。

それと右下の方、無機性汚泥、これが21%とそこそこ多いのですけれども、これは実際には、県道とかの道路清掃を行った時、スイーパー車で集めた、道路に落ちている土砂分です。

これは、廃棄物処理法上分類すると、汚泥に当たります。

それがメインであります。

それ以外にも旧鉱山のですね、廃水処理、浸出水の処理を行った後の汚泥についても含まれておりますが、鉱山の方の汚泥につきましては、有害物質に関する受入基準をしっかりと確認した上で受け入れを行っております。

重量で換算すると、混合廃棄物、廃プラスチック類、無機性汚泥といったものがほとんどを占めているという状況であります。

次に資料2をお願いしたいと思います。

資料2の方ではですね、こちらの埋立処分場から出る汚い水、浸出水と言いますが、その浸出水を処理する施設、この建物の中にございますけれども、その稼働実績を表しております。

これは、前回今年の2月の安全管理委員会の方です、教えてくれとご指摘があった事項かと思っております。

まず、浸出水処理施設とは、廃棄物の埋立地からの浸出水を排水基準以下まで処理してから放流する施設のことを言っております。

その排水処理施設における処理の工程、処理フロー図を簡単に表しております。

埋立地から廃棄物で汚れた浸出水は、こちらの施設の方へ浸出水の集排水管によって集められ、まずは流入調整設備、こちらの地下の大きな槽ですけど、そちらの方に貯められます。

具体的には、1,000トンの槽が一つ、2,000トンの槽が一つ、更に5,000トンの槽が一つ、合計8,000トンの槽からなっております。

そこで、一時期にどっと浸出水が出た時にも耐え得るように、調整槽、調整設備ということで3つの槽が造られておりますけど、そちらの方に貯めた水をまずは前凝集沈殿設備というところへポンプアップいたしまして、苛性ソーダ、凝集剤(塩化第二鉄)、硫酸を使いまして、濁り分であります浮遊物質、重金属類を除去いたします。

次に、生物処理設備、こちらは微生物の働きによりまして、BOD、COD、窒素、そういった有機物を除去、分解するといった工程であります。

その次に、後凝集沈殿設備、こちらにも苛性ソーダ、凝集剤(塩化第二鉄)、硫酸を使用しまして、濁り分の浮遊物質、有機物、色度、色を落とします。

更にその次には、ろ過器へ送られまして、微細な浮遊物を除去いたします。

更にその次は、微量有害物質の分解装置、具体的にはダイオキシン類につきまして、化学的にですね、ダイオキシンの構造を破壊するといいますか、そういう装置であります。

過酸化水素、オゾンを注入して、それに紫外線を照射し、非常に反応性の高いラジカルというものを作りまして、ダイオキシンの構造を切っていくというものであります。

その次は、活性炭吸着塔であります。

これもこれまでの処理の中でまだ残っている微細浮遊物、微量に残存している有機物、色や臭いを活性炭で吸着して除去する。

更にその次は、キレート吸着塔、これも微量に残存している重金属類、金属類を除去する装置であります。

ここで、水処理、有害物質の除去の方は大体完了したんですけれども、あと一つ最後に放流に当たって、大腸菌とか有害な微生物がいたらまずいということで消毒をして、放流を湯沢川の方へするという流れになっております。

こういう設備での処理フローであります。

で、いよいよその稼働実績であります。平成21年5月21日から、平成22年5月31日までの稼働実績としまして、こちらの排水処理施設入った流入量は15,929m³。

稼働状況は、1日24時間稼働いたしまして、376日、毎日この処理設備は稼働しておりました。

そして、放流量18,183m³。

放流日数は265日であります。

ここで、ご説明したいと思います。

流入したものと放流したものの水の量が違うではないかという点から御説明します。

こちらの排水処理施設、先程申しました、処理する前の調整槽、流入調整槽設備の地下水槽ですけれども、こちらは漏れがあっては困るということの中で、許可を取る時にですね、水漏れがないかどうか、水張り試験というのを行っていました。

その時の水が、まだ残っていたということでもあります。

当然、処理前、稼働する前の水張り試験に用いた水は、入れた時はきれいな水でありますけれども、その槽はコンクリート張りのものですから、コンクリートからの灰汁、いわゆるpHがかなりアルカリ側に傾いたということ。

それプラス、当然、施工時の汚れもあるだろうということで、埋立地からの浸出水と併せてですね、この処理施設で処理をして放流しておりますので、放流量の方が流入量よりも多くなっているということでもあります。

そういう状況ではありますけれども、放流日数は、毎回毎回放流してたという状況ではございません。

浸出水の量が少ない時には放流水を放流するほどには至りませんので、376日すべてではなく、放流した日数はですね、265日ということになっております。

続いて、裏面をお願いします。

もし、万が一、前回の事故もありましたけれども、ゴミの埋立地からの浸出水が漏れては、地下に浸透してはならないということの中で設けている漏水検知システムの稼働実績についてご説明させていただきますけれども、こちらの図のとおりですね、簡単に言いま

すと、ゴミを埋める器すべてにですね、遮水工が施されています。

その遮水工は三重の一番下はベントナイト混合土50cm、更に遮水シート、その上に更に上層の遮水シートということになっておりますが、この漏水検知システムは、一番上の上層の遮水シートの破れを検知するためのものであります。

上層の遮水シートを上下に挟んで、格子状に銅線を配置して、電流を流し、流れるか流れないかということで漏水の位置を特定するというものであります。

シートを挟んでおりますので、普通であればそのシートが絶縁をしますので電気は流れません。

しかし、シートに穴が開くことによってですね、浸出水、水が電気を通すことになりまますので、その箇所は電気が流れて、どこで漏水があったかということがわかるという原理のものでございます。

この漏水検知システムの稼働状況ですけれども、同じく今年の5月21日から今年の5月31日までの稼働実績を表しますけれども、1日2回測定を行っております。

376日です。

測定ができた日は、2×376日になりますけれども、実際には、5回システムのメンテナンスを行っていたものですから、測定できた回数は747回であります。

その747回におきまして、判定結果でありますけれども、異常がなかったのが743回、異常を検知したのが4回ございました。

この4回について、ご説明をさせていただきます。

結論から言いますと、意図的に上層遮水シートをですね、切開して、遮水シート間に溜まった水を除去するという作業をしたことによって3回。

21年6月11日、21年7月7日、21年7月8日にその作業をやった際にですね、漏水検知システムが作動したということが3回あります。

なお、滞水、溜まった水を除去した後は、当然、上層遮水シートを熱によって接合しましてですね、上層遮水シートの健全な状態を確保しております。

なお、この滞水ですが、遮水シートを施工する際に、どうしても一番下の層の遮水シートを施工してから上層のシートを施工するまでのタイムラグ、2週間以上はあったかと思っております。

その間に、間に入れた不織布に吸収された雨水が埋立の初期段階の過程におきまして、廃棄物の重さ、又は覆土の重さの偏りによって圧力の弱いところに集まってしまったものだと考えています。

その滞水を抜く作業を行っていた時に3回、システムが稼働したということが一点、そして、残念ながら今年の1月29日、重機によるアスベストの埋立穴を掘削作業中に上層シートを破損してしまったという事故がございましたが、その時にもこのシステムにおいて異常を確認しております。

このシートの異常につきましては、破損した箇所につきましては、前回の安全管理委員会でもご確認いただいたと思っておりますけれども、しっかり補修をいたしまして、遮水機能の健全回復を確認したということになっております。

以上のような背景がありながら、資料3のですね、環境モニタリング結果に入らせていただきたいと思っております。

資料3の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

先ず、一番としまして、環境モニタリング結果の概要であります。

先ず、この環境モニタリングは、山梨県、山梨県環境整備事業団及び北杜市の間で結ばれました、明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定の規定に定められた山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程にしたがいまして、当センターから出ます、放流水、放流先の河川、当センターの敷地内外の地下水、石綿粉じん、騒音、振動、悪臭等を対象に実施したものであります。

今回、ご報告する環境モニタリング結果につきましては、平成21年5月の当センターの開所直前から今年平成22年5月までの約1年間に実施した測定結果を取りまとめたものでございます。

それらの結果につきましては、後でご説明させていただきますが、当センターの業務による生活環境への支障は認められなかったというものであります。

結果へ行く前に、1ページの下の方でございますが、環境モニタリングの方法であります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法ですとか、環境基本法等の関係法令に基づく環境省令等で定められました測定方法により実施いたしました。

いわゆる公定法というものです。

公定法で定めのない項目につきましては、日本工業規格JIS等で科学的に定められた方法を採用して実施しております。

次に、2ページをお願いします。

「3 各環境モニタリング結果」に入っていきたいと思います。

先ず、第一番目が一番重要な当センターの浸出水処理施設からの放流水でございます。

これにつきましては、5ページの表1を併せて見ながらお願いしたいと思います。

埋立地において廃棄物で汚れた浸出水につきましては、その埋立地底部に埋設されました集排水管によってですね、この建物にあります浸出水処理施設に集められまして、処理して、湯沢川へ放流をしております。

その放流水についてですね、表1のとおり、生活環境項目、これは人の健康に直接的に関わるものではなくてですね、生活環境を守るために環境基準が定められて、それに準じて排水基準が定められているものと人の健康に係る健康項目に分けてですね、列記をしております。

表1で見えていただきますと、生活環境項目でいきますけれども、表1の上から2つ目になります。

生物化学的酸素要求量(BOD)、以下BODと言わせていただきますけれども、排水基準がこちらでは10mg/Lと定めてあるところでございますけれども開業後6月から今年の5月までの測定結果をずっと見ていただきますと、低い場合は0.5mg/L未満、高くても昨年12月の1.20mg/Lというような状況でございました。

本年2月の欠測につきましては、浸出水の量が非常に少なかったものですから、放流水の放出までには至らなかったというために放流水がなかったから欠測になったというものでございます。

それと、生活環境項目の13番、大腸菌群数というものがございます。

こちらのセンターの放出水質基準は300個/c m³と定められておりますが、こちらの放流水からはゼロということで、一つも検出されていないという状況であります。

そして、その下の段の健康項目であります。これは有害物質についてのものばかりでございます。

排水基準の欄を見ていただきますと、例えば、カドミウム及びその化合物であれば検出されないこととなっております。

それで、横に追ってそれぞれの測定結果を見ていただきますと不検出ということで、放流水から有害物質は出ていないということが他の項目についても見ていただければ、分かるかと思えます。

ただ一部、ホウ素とかアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸、硝酸化合物につきましては検出が見られますが、それぞれの排水基準に比べると十分に低い値、例えばホウ素関係であれば、基準が1に対してですね、最大でも0.36mg/Lということで全然低いですし、アンモニア、アンモニウム化合物につきましては、基準が10に対しまして、最大でも4.3ということで十分にクリアされております。

そして、この表の一番下、ダイオキシンのつきましては、上の方に書いてある項目とはレベルが違っていて、上の方の項目につきましては1gの1/1000くらいの濃度で表しているけれども、ダイオキシンはpg、1兆分の1g、例えば、東京ドームに想定として水を一杯に貯めたときに角砂糖1個を東京ドームに溶かした時の濃度が1pgに値するのですけれども、それと比較して更に低くなるというような測定結果が出ております。

次に、6ページを見ながらお願いしたいと思います。

6ページの表2になります。

今まで説明しましたのは、処理した後の水のことですけれども、処理する前の水、これが浸出水ですけれども、処理する前の水の状況がこの表にあります。

この結果ですけれども、同じように生活環境項目の代表的な項目でありますBODでいきますと、2.2mg/Lから最大で51mg/Lであったということ、そして健康項目、有害物質でありますけれども、処理する前でありながらゴミを洗ったそのままの状態ではあります。有害物質はほとんど検出さえされていないという状況のものです。

ダイオキシンにつきましても、このままだでも1の基準を十分クリアしている、0.056とか0.034pg/Lというようなレベルでありました。

なお、浸出水につきましては処理する前の水でありますから、排水基準等は定めておりません。

この処理する前の浸出水を処理して、それが表1の放流水になりますけれども、その放流水につきまして排水基準を設けて、しっかり処理施設で排水基準になるように落としているというものであります。

ただ、表2のとおりですね、かなり処理する前からきれいな状況であるということをお伝えさせていただきました。

次、7ページで表の3です。

センターの下流にあります湯沢川におきましてですね、このセンターは湯沢川の最上流部になりますから、下流側で2箇所です。河川水の測定をしております。

先ず1箇所が、表3を見ていただきますと、開拓道路(市道8号線)、それと交差する地

点、道と川が交差する地点の上側、上流部という意味でございます。

そして、表3の右側になりますが、その地点よりも下流側になりますが、市道1号線と交差する地点、香取橋って言うんでしょうか。

そちらの橋の上流側で行っています。

なお、上流側につきまして、22年1月に欠測がございます。

これは、河川が凍結してしましまして、河川水が汲めなかったというものであります。

そして、下流側、22年5月が欠測になっておりますけれども、これにつきましては、河川自体の工事をやっております、工事のために採水不能ということで欠測としております。

それらの結果からですね、下流側の河川2地点におきましては、生活環境項目の大腸菌群数及びBODで一部環境基準に合わない状況ではございましたけれども、有害物質の関係の健康項目では、全ての項目で十分に基準を達成しておりました。

では、なぜ、BOD、大腸菌群数が超えたかということにつきましては、一番最初にご説明したとおり、表1のこちらのセンターの放流水の水質からいってもBODが最大でも1.2、大腸菌群数にいたってはゼロ個という状況の中で下流で何故そうなっているのかということにつきましてご説明させていただきますが、このことにつきましては基本的に別の原因がある。

例えば、BODにしろ、大腸菌群数にしろ、それは自然由来の要因でも上がる可能性がある。

それプラス、生活排水の流入によっても上がることもございます。

多分、そのどちらかの要因によってですね、大腸菌群数、BODについては上がったものと考えています。

なお、湯沢川につきましては環境基準のA類型を当てはめておりますが、実際には、湯沢川には環境基準の類型指定はございません。

湯沢川の先の塩川につきましても類型指定はございません。

更に本流の釜無川まで行くと、その地点でA類型がありますので、A類型を参考に河川の環境基準と比較をしたという状況のものでございます。

次に、8ページの表4をお願いします。

地下水集排水管、モニタリング人孔における測定結果でございます。

地下水集排水管、モニタリング人孔って何かということからご説明させていただきますけれども、(紙コップを例にして)これは深底ですけど、これをセンターの最終処分場の埋立地としますと、コップ自体が処分場の遮水工と考えていただきますと、遮水工の内側には、浸出水を集めるための管が中に入っていると。

しかし、外へは水が行かない構造を取っておりますけれども、実際には周辺から地下水は流れてくる。

無秩序に流れてしまいますと、陥没をしたりして、せつかくの遮水工が破損してしまう恐れがありますので、集まってくる地下水を網の目のように張り巡らせて集めて、それを放流するという設備があります。

自然に集まってくる地下水を集めてるのが地下水集排水管になります。

その地下水集排水管には、モニタリングができますように、人孔、いわゆるマンホール

が掘ってあります。

そのマンホールによって測定した結果であります。

埋立地の直下の、もしこれが漏れたとすれば、もろに影響を受ける水質かなと考えておりますが、その結果をご説明しますが、先ず、5月18日、開業直前ではありますが、ゴミが入る前の状態のものであります、当然、地下水の環境基準項目はすべてクリアしております。

ゴミが入ってから21年8月に測定しておりますが、地下水の環境基準は当然クリアしておりますし、操業直前の値と比べても大きな変動はない、同等の値と考えております。

ただ、9月から今年の2月まで欠測となっておりますけれど、実際には、自然界から集まってくる地下水が多く汲むわけですけど、9月から2月まではこの地下水が枯れてしまっていて、水を汲むことができなかつたというために欠測になってしまいました。

そのような状況でありますので、来月8月には全項目、今年度分としてやってみたいと思っております。

次、9ページの表5をお願いいたします。

地下水観測井1号であります。

申し遅れましたが、測定地点につきましては、資料の14ページをご確認いただきたいと思っております。

14ページ右側に①、青い丸があると思っておりますけど、これが地下水観測井の1号であります。

要は、この埋立処分場の影響を受けない上流側の水質を把握するための井戸であります。

先ほど説明しました、地下水のモニタリング人孔、これは埋立処分場のすぐ下、④のモニタリング人孔、ちょっと濃い目の1番と同じですかね、同じ色の青い色のところがございます。

この埋立地の影響を受けない1号の結果についてご説明いたします。

表の5をお願いします。

開設の直前の5月18日、当然ながら地下水の環境基準を低いレベルで十分に達成しております。

そして、開業後の8月、今年の1月、全項目の測定結果を示しておりますけれども、地下水の環境基準を十分にクリアしておりますし、開業前の値と比べていただいても悪化傾向は見られないというものでございます。

当然、上流側にある井戸ですからそれはそうだとということで、次に10ページの表6をお願いいたします。

この地下水観測井2号につきましては、先ほどの14ページの図でいきますと、左側の②に当たります。

もろに埋立処分場の下流側、流れ沿いの主流の下流側に位置する井戸であります。

これも同様にですね、操業する直前、そして操業後の8月、今年の1月というふうに測定をしております。

全項目についてです。

どの測定結果につきましても環境基準を十分にクリアしておりますし、操業前の値と比較しても何ら悪化は認められないというものでございます。

次に、11ページ表7をお願いいたします。

地下水観測井3号であります。

これはですね、あちこちいって恐縮ですけど、14ページの図を見ていただきますと、左側の下側に③という搬入路、うちでいうと門、ゲートを通っていただくと、そのゲートの脇にある井戸なんですけれども、こちらにつきましてもモニタリングの対象としております。

そもそも2号と3号の違いでありますけれども、埋立処分場より下の地下水につきましては、地下水の流れを処分場を造る際の環境アセスメント等で調べております。

その結果、最初はこの湯沢川沿いに流れる地下水の流れだけというふうにも考えられ、先ずは観測井2号を設置したところでありましたが、更にアセスメント等で調査をしたところ、その主流から枝分かれしてですね、左岸側に逸れていく地下水の流れもあるということの中で、この3号も新たに設置をして、同時に測定してきたというものであります。

この3号の結果につきましても、同じように地下水の環境基準を十分にクリアしていますし、操業前の5月、操業後の8月、1月の結果を比べていただいても悪くなっているというものはございませんでした。

そして次に、12ページであります。

表の8の方にですね、更に当センターよりも下流側においてですね、地下水のモニタリング、既存の井戸、前の水道水源の井戸ですとか、個人のお宅の井戸を環境モニタリング観測井ということでご協力いただく中で、年2回実施をいたしております。

その結果、ご覧のとおり、環境基準項目、すべての地点で、すべての測定結果とも環境基準をクリアしているという状況でございました。

ここまでの、水に関するモニタリング結果であります。

次、13ページ、その前へ戻って4ページになりますけれども、(8)石綿粉じん、これは13ページの表9に表しておりますが、これは大気中に埋立作業等で飛散するアスベスト粉じんについてモニタリングをしたものでございます。

環境省のマニュアルにおいてですね、アスベスト粉じんの測定方法というのは定められておまして、表の9を見ていただけますとわかりますとおり、原則3日間連続測定しなさいよということがマニュアル上決まっております。

そういった中でですね、なるべくアスベスト廃棄物が入るように調整はしてですね、大気中の石綿粉じんの測定はしております。

ただし、どうしても今年の1月13日につきましては、アスベスト石綿廃棄物の搬入ができませんでした。

これはお客様があることですからなかなか無理だったんですけれども、それ以外はすべてアスベスト廃棄物ですね、搬入埋立作業をやっている時に行ったものです。

測定地点は、埋立地内、それと敷地の西側、これは浅尾に近い方、この2地点は定点として定めておりますが、季節によってですね、こちらは風向きが変わってきますので、夏は風下となる北側・・・。

<事務局>

すいませんけれど、私語が聞こえておりますので十分注意していただきたいと思っております。

ので、よろしくお願ひいたします。

<事務局>

冬は、北風になりますので、南側の敷地においてそれぞれ測定をしております。

その結果、吸った大気1Lに対して保全目標はアスベスト繊維10本以下と定めているところですが、全て基準をクリアしております。

0.3未満という表示になっておりますけれども、生データの言いますと、1本も、1回も検出されていないというものであります。

次に、騒音、振動、これも同じく13ページの表10になります。

これにつきましては、季節変動はたいしてないだろうということの中で、年一回、一番近い民家側、敷地の南側の境界で実施しております。

今年の3月3日ですね。

そうしたところ、騒音、振動ともに保全目標を大きく下回ったという結果でございました。

騒音、振動の測定時におきましても、廃棄物の埋立作業を行った中で測定をしております。

意図的に暗騒音時に測定したものではありません。

作業中に測定をしております。

そして、10の悪臭です。

これは表の11になります。

これにつきましても、廃棄物の埋立作業を行っている時にですね、夏と冬それぞれ風下側になるところで、空気を採取してですね、臭気指数で測定をしていますけれども、保全目標の13以下というものもありますけれども、すべて10未満というもので、保全目標に適合しておりました。

最後に、表の12になります。

これにつきましては、埋立地内の発生ガスというもので、廃棄物の安定状況を確認するため、浸出水の集排水管のうち堅型、煙突みたいに飛び出たものが、見た方はわかると思いますけれども、堅型の集配水管におきまして、夏と冬に実施をしております。

測定した項目につきましては、メタン、二酸化炭素、硫化水素、アンモニアでございますが、夏はメタンが2ppm、二酸化炭素が0.4vol%、硫化水素が0.002ppm未満、アンモニアが0.1ppm、1月冬場につきましてはメタンが3ppm、二酸化炭素が0.3vol%、硫化水素が0.002ppm未満、アンモニアが0.1ppm未満という状況でありました。

そう言われても、これは評価基準がないのでよくわからないかと思っておりますので、こちらで考察させていただきますと、メタンにつきましては大気中の濃度が、1.4ppmくらいと言われております。

それからすると2倍程度、二酸化炭素につきましては大気中の濃度が0.04vol%、人間の息、呼気が5.6vol%くらいと言われております。

それからすると二酸化炭素は大気より10倍濃いのかな。

しかし、人間の息よりも10倍低いというようなレベルかと思っております。

そして、硫化水素は0.002ppm未満、硫化水素の検出はないですねということにな

ろうかと思います。

また、アンモニアにつきましても0.1だったり、0.1未満ですからアンモニアもほとんど出てない。

これからどういうことが言えるかと言いますと、放出されている発生ガスにつきましても影響は全くないだろうということ、それプラス、安定の状況ですけれども、こちらの最終処分場は準好気性の処理をしております。

準好気性というのは好気的な発酵、プラス、嫌気的な発酵の併された状況でございますから、嫌気的というのは空気がないこと、好気的というのは空気があること。

そういったところから言いますと、嫌気的の指標となりますメタン、硫化水素、アンモニアにつきましてもはかかなり低い、又、検出されていないということ。

そして、好気的、酸素があるところの指標となります二酸化炭素につきましてもは大気の濃度よりも多少高いということですから、計画どおりの準好気性の埋立処理、廃棄物の安定化が進んでいるのではないかというふうに考えております。

以上で、私の方からは、環境モニタリング結果とそれに関連する事項についてご報告させていただきます。

<議長>

併せて、後ろの方に資料がございますが、これは説明しなくてよろしいですか。

<事務局>

14ページから16ページまでがそれぞれ環境モニタリング地点を表した図でございます。

更に、17ページから20ページまでがそれぞれの測定項目に対する測定方法を表した表でございます。

更に、21ページ以降は参考のために公害防止細目規程を添付させていただいております。環境媒体について、どういう項目を何回行う、又は水質基準をいくつにするということが定められた細目規程を参考のために添付させていただいております。

以上です。

<議長>

ありがとうございます。

以上で事務局の説明が終わりました。

ほぼ1年間のモニタリング結果をご説明いただいた訳でございますが、質問、あるいはご意見ございましたら手を挙げてください。

<委員>

資料2の浸出水処理施設の稼働実績、これは私の方で状況を教えていただきたいと問いかけをさせていただいたことへのお答えというふうに理解しておりますが、基本的なところ、分からないところがありますから教えていただきたいんですが、下段の丸以降ですが、平成21年5月21日から平成22年5月31日の稼働実績が3点にわたって示されてお

ります。

浸出水の流入量は実際の実績ということですが、この計画流入量はどれくらいだったのか。

それから、3番の放流量、これも実績で示されておりますが、これに関しても計画の放流量もどれくらいの計画がされていたのか、基本的な部分で申し訳ないですが参考に教えてください。

<事務局>

先ず、処理プラントの能力からご説明させていただきますけれども、簡単に言うと1日の浸出水の処理能力が80m³になります。

それで計算すると、それと冒頭言いましたとおり、流入の調整設備ってのがございまして、それが8,000トンあるんですよ。

80m³の処理能力というのは、調整槽から1日80m³引っ張り出して処理できる能力というのがあります。

ですから、8,000トンのピットがありますので、そちらの方で処理できるから問題ないと。

<委員>

私がお聞きしているのは、問題があるとかないとかじゃなくて、当然、計画の段階でどのくらいの流入量があるというのが、1日当たりで出て、稼働日数を掛ければ、計画の時点ではどのくらいを年間で想定していたのか、それを知りたいんです。

<事務局>

処理施設の能力とすれば、1日80m³。

<委員>

そうでなくて、計画量が決まっていたわけでしょ。

ゴミの受入計画量が決まってるわけでしょ。

設備の能力なんてのは、単純に分かる。

ここの処分場が計画してる毎月の受入量が決まって、それから浸出水がどれくらいって計画は当然立てられているはずですよ。

そのことをお聞きしたい。

<事務局>

そうしますと、年間の計画とすれば80m³×365日で29,200m³ということですね。

<委員>

流入量はどれくらいですか。

<事務局>

これが、流入、処理能力でありますね。

<委員>

ゴミの搬入量との比較で、ゴミの搬入量が非常に少ないわけですが、計画から大きくかけ離れているわけですが、予定された流入量29,200m³、実際の流入量は15,929m³ということですね。

約半分ですが、ゴミも計画された約半分くらい入っているんですか。

そこまでいってないでしょう。

<事務局>

ゴミと浸出水の量はイコールではなく、リンクはいたしません。

というのは、器が決まっています、そこに降った雨が浸出水になりますので、ゴミとは全然関係ないんです。

<委員>

そうすると、今のこの数字でいうと、計画するゴミの受入量とは関係なく、計画した流入量よりも半分くらいだったと。

<事務局>

埋立地の面積・容積で流入量が決まって参りますので、ゴミの量は直接的には関係ないんですね。

うちの処分場は、法律で決まっている話なんですけれども、埋立処分場は液物は一切受けませんので、廃棄物由来の水というのはないです。

<委員>

それは分かりましたが、流入量を計画で数値を決めているわけでしょう。

<事務局>

ですから、割り戻すと1日80m³ということになりますけど、年間で行けば29,200m³ということですね。

<委員>

はい、わかりました。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

議長、よろしいでしょうか。

漏水検知システムに関してですが、今回初めて、1月29日に事故が起きまして、その段階で検知システムが稼働した状況というのを報告いただきましたが、正式に検知システムが稼働した状況というのが年4回あったと、1月29日を除いて3回あったということでの内容の報告をされているんですが、これは、今後のこともありますから、お願いということで聞いていただきたいんですが。

遮水シートと遮水シートの2層の間に水が溜まる問題については、前回の安全管理委員会でも事故に伴っての報告の中で様々議論させていただいて、今、現実にある水の働きが懸念されるということの投げかけをさせていただいて、均等の圧力のかかる処理方法を留意していただければいいと、実際問題として不可能な答弁、話をいただいたかなと思っておりますが、少なくとも、そこに水が溜まっている、あるいはこの検知システムという、処分場の事故を検知するために大変重要なシステムだと理解しておりますが、これらについて検知をせざるを得ない状況が発生したわけですね。

想定外の水が溜まってしまって、処理をしなければならない事態が3回あった、シートを人為的に破らなければならない事態が3回あったと。

私は、是非そういう時にはですね、私どもから物を言わなくても、心配する地元の人間が物を言わなくても、是非、皆さんの方から安全管理委員会を開いて、大変重要な機能でこういう状況が出てますと、あるいは想定されない水の膨らみが出てしまって処理をせざるを得ない。

こういう重要な案件があった時には、是非、安全管理委員会にかけていただきたい。

心配する立場の人間からすれば、水が溜まるなんていうのは想定もできないことで、事業団の中でもそういうご心配をされていると思いますから、是非今後におきましては、その点を考慮していただいて、安全管理委員会に事前に、処理する前にかけていただきたい。

水を抜く、シートを心配されて、シートを破って水を取って、熱溶着されたと。

処理をされてるのは、そのこと自体は安全にされているでしょうけど。

そういう問題が起きた時には、重ねて申し上げたいです。

事前に、処理する前に、こういう問題が起きている時には、安全管理委員会にご報告をいただきたい。

ありがたいことに、今回に関しては、破いたものに関しては検知システムが稼働しましたということで、これは安心できることだと私自身は捉えておりますが、是非そういう対応をお願いしたいと思います。

その点についてはいかがでしょうか。

<議長>

事務局でお答えいただけますか。

<事務局>

そうですね、不安に思われている事実があるのであれば、こちらも前向きに検討したいと思いますが、今回の件につきましては、生活環境に影響があるかどうかということで判断させていただきました。

先ほど説明したとおり、三重の層の一番上のところを、意図的に十分準備をして、切開

をして、水を除去したということでもあります。

ですから、その時は生活環境保全上の支障は一切ないと判断がされたと思います。

そのことにつきましては、更に検討していきたいと考えてます。

一点申し足りなかったんですけど、滞水につきましては、その時にすべて除去をしております。

それ以後は、滞水箇所はどこも確認はされていません。

埋立も進んできて、だんだん圧の方も均等に掛かってきたのかなと考えています。

<委員>

今のお答えの中で、ちょっと気になるんですが、この滞水の問題に関しては、皆さん方でも心配されている発言が前回の委員会の中でも出ておりました。

責任者の方が、技術職の方で、30年間土木の仕事をしてきているけど、この滞水に関して非常にびっくりしたという発言をされて、現にそのことを、今後の対応におきましては、先ほど申しましたように、すでに溜まってしまっている水ですから、しかもシートの間ですから、シートを剥ぐ訳にはいきませんから、とにかく水がいたずらをしないように十分に圧力の関係を留意してやっていくというふうに言われているんですね。

そういうことですから、この事態を簡単に受け止めていただきたくないんですよ。

水が溜まること自体が、計画上、本来あってはならないことだと思います。

その点を私どもは心配をしているから、お話をさせていただいているんです。

ですから、安易に皆様方事業者の判断で処理をしていただきたくないんです。

何のための安全管理委員会かわからなくなってしまうと私は受け止めております。

事前にしっかり説明をし、そして作業を行うということでの説明を是非重ねてお願いをしたいと思います。

<議長>

他の委員さん、ご質問があれば先に承りますが。

<事務局>

今の件につきまして、私も当センターを預かって丸一年経過しまして、当時、私も先ほど委員さんがおっしゃるように心配したわけです。

ちょうど1年前、私もセンターの中で、滞水のメカニズム、どうしてできたんだと。

私、当時、建設に携わっていないので、当時の建設の施工者、施工会社、あるいは、監督の職員等々といろいろと議論を重ねまして、その滞水ができるメカニズム、先ほど私どもの職員が、滞水ができるのは、タイムラグ、下層の遮水シートを敷いてから上層の遮水シートを敷くのに2週間くらいタイムラグがあったと。

その中で、非常に雨が多かったということの中で、上層シートと下層シートの間に水が溜まったと。

それが蒸発するものの抜けきれないと。

雑巾がけとかいうか、乾いた布で拭いたり、吸い取ったりしたんですけど、どうしても残ってしまったという、過去の施工状況を聞いた中で私も理解しまして、その後、1年前に

4箇所、4日間にわたりまして切開しまして、その後そういう状況はないと。

また、今後、埋立が更に進んでいきますと下に掛かる土圧というのは部分的に埋立が高い所がありまして下への影響というのは段々と少なくなっていくということ等を考えますと、基本的には大きな影響はないだろうと私どもは判断しております。

とは申しまして、遮水構造というのは私どもの当センターの埋立の生命線でございますから、日々の点検を気をつけて行って参りたいと考えております。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

参考に教えていただきたいんですけど、そういう事態、状況というのは、全国に多数公に関与する処分場はもちろん、民間が経営する処分場も同じ工法取られているところもあるかと思えますけれど、そういうところのデータとは比較されているのでしょうか。

滞水が発生するという比較というのはやられているのでしょうか。

<事務局>

前回、その辺のご指摘もあったかと思えます。

そんな中で他の処分場についてもヒアリングといたしますか、確認もしてみました。

どうも私どものように公表対象にはしていないみたいという中でですね、実際に滞水を除去したという処分場はいくつかございましたけれども、それに対して、異常、悪影響が生じたとかいうような結果は一切ないということと、こちらも詳細を知りたいということで突っ込んでみたんですけども、やはり公表対象ともしていないという中で、詳細な資料といたしますか、状況把握に至らなかったというものでございます。

<委員>

分かりました。

なぜ公表されないかと考えると、私ども、地元に住んでいる人間として心配する立場から言えば、構造上の様々な問題があるのかなというふうに受け止めますし、そのことをここで申し上げても仕方ないことであって、私が、これから皆さんに遵守といたしますか、重きを置いていただきたいのは、少なくとも水がある、今現在も水があるということを踏まえて、十分その水が悪影響を与えない、2層の遮水シートに悪影響を与えないような最大の努力をしていただきたいと思えますし、比較するデータがない、対応している状況が分からないということもわかりますが、できる限り、その点については、様々な情報を持っていただいて、対応上参考になるようなものを見つけ出していただいて、事故の起きないような、問題の起きないような努力をなさっていただきたいと思えます。

<議長>

よろしいでしょうか。

ただ今の発言は、大変重要なことであります。

前回の事故以前に、滞水していると言う噂があるというようなことをどなたかが言っておられたような気がします。

システム作動実績を報告してくれという要望を受けて、4回の作動があった事が明らかにされた訳ですね。

こういったことが大変重要なことでありまして、大方の市民が安心できるのは、その隠し事のない情報の公開であります。

対応策はこうします、未知の部分はこうしますという形での公明正大な情報公開をして、お互いに安全な方向を探りましょうという姿勢が大切なんだと思います。

今のご発言は大変重要なことですが、ただ、センターの方で心配されたのは、想定もされなかった水が出たということであろうと思います。

考えるとみると雨の時に施工していたという思い当たる部分があったとしてもですね、こういうことは本来想定おらず、センターとしては慌てたに違いないですね。

原因が分かり、対応策に十分な時間を取りたかったというお気持ちや、少なくともこういう形で明らかになるのは名誉なことではないと思う気持ちは判ります。

雨が降っているときに施工すれば、当然浸みるというのは想定できるのですから、シートを被せるとかそういう工夫が必要だった訳で、後から考えるとそうだったということもあり得ることです。

ただ、あまり名誉なことではない、あまり外には出したくない、心配を掛けたくないという思いもございましたでしょうけれども、正直におっしゃっていただいたことが実は相互の信頼のベースになるということですから、できるだけですね、そういうことを心掛けていただきたいと私も個人的に考えますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

<委員>

今の議論の中で、市としましても、この施設と地元の人たちの安全性の担保、これが一番だと思います。

もちろん、想定外のこともあると思いますけれども、専門家の人たちにしてみれば、そんなことではないだろうということですから、地元の人たちにしてみれば、いろいろな事が懸念される訳です。

是非、その辺をこういう席で出してもらって、いろんなことがあると思います。

そういうものについて情報公開をするということが地元への理解と考えておりますので、是非今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

<議長>

他にございますか。

<委員>

私は、初めて安全管理委員会に参加させていただきました。

その中で、今問題となっておりますシートに異常ありというのが4回あったということですが、これも1回は新聞に大きく報道されたもので、私たちが分かった訳でありますけれども、このようなことが他にもあったという報告は私どもにとっても想定外でし

た。

こういうようなことがないようにしっかり対応していただきたいというふうに思います。それから、まだまだ入っている量が少ないもので、ここでもってモニタリングの結果の数値に異常が出たということになると大変なことだと私も思います。

数値に変動がないということで安心もいたしました。

そういう中で、モニタリングとは関係ないですけれども、資料1の搬入実績についてちょっとお伺いしたいのですが、この処分場は、山梨県内の産業廃棄物をここで処分するという処分場ですけれども、県内で処分する対象廃棄物の県内の総量に対して、ここで処分している廃棄物はどのくらいの量を処分しているのか伺いたいと思います。

<議長>

お答えできますか。

事務局からお願いいたします。

<事務局>

12.3%くらいです。

<事務局>

21年度の実績が、県内から出た産廃の発生量が概ね24,000トン。

これに対しまして、私どもの約1年間の受入実績を割りますと12%です。

<委員>

すいません、よろしいでしょうか。

私の方で補足させていただきますが、平成21年度の搬入量自体は今回のデータで出せる訳なんですけれども、平成21年度の産業廃棄物の全体量は今も調査している最中でございます。

先程、24,000トンという数字は20年度の実態調査の産業廃棄物最終処分量の全量でございます。

その全量から、この対象外となる、例えば燃えがらとか除くと、24,000トンよりも少なくなります。

ですから、仮に対象外を除きますと、大体20,000トンと想定すると、昨年1年間の数字自体が4,800トンですから、そうすると20,000トンに対して4千数百トンとなりますと、1割から2割という事で、実体的にはリサイクルも進んでいきますので、21年度は下がっている可能性があります。

そこはあくまでも年度が違いますので、そういう前提で細かい数字は出てきませんけれども、15%から20%くらいなのかなというのが概ねの推測です。

<議長>

よろしいでしょうか。

<事務局>

私どもも勘違いしまして、24,000トンというのは20年度の実績ですので、21年度は比較する母数がありません。

<委員>

そうすると、概ね15%くらいという、私も何十何トンというところまで聞いた訳ではありませんので、概ねどれくらいのパーセントで入っているのかなというようなことを伺いたかったもので。

分かりました。

大体15から20%ということですね。

<議長>

他にございますか。

<委員>

ちょっと戻って申し訳ないのですが、資料2の浸出水処理施設の実績につきまして、前回私の方でお願いしてありましたのは、処理の施設で実際に使われている薬品量に関して、実際どのくらいの物が毎月使われているかというデータをお知らせいただきたいというお願いと、処理に関する具体的なマニュアル、実際にどう処理して、どの段階でどのような薬品を入れてという、委託業者が受けている業務に関するマニュアルがあると思うんですね、業務を行う上で。

そういうもので、守秘義務に関する、あるいは対外的に公表できない業者の機密事項ということであれば無理でしょうけど、そうでなくて、処理をするにはこうやっていただきたいというマニュアルがそれぞれの過程で示されているのではないかと思うのですが、そのマニュアルの公開と実際に工程ごとに使っている薬品量がどういう推移をしているのか教えていただきたいということを前に申し上げておきましたんで、またその点を是非検討していただきたいと、これはお願いを重ねて、今日、そのデータをいただけるのかと思っていたんですが、データありませんでしたから、重ねてその検討をお願いしたいと思えます。

<事務局>

検討してみたいと思いますが、ただ、私が疑問に思うのはですね、薬品量を出されてそれが本当にそれが検証の材料になるのでしょうか。

施設の規模、又はそれだけではなくてですね、浸出水量、又は浸出水量の汚濁の状況、そういったところからいって、又はその工程の中でですね、同じ薬品をダブって使ったり、全く違ったところで少量使ったり、これはかなり難しい話になるし、漠と出したとしてもですね、それってどうなんですかねえ。

<委員>

委員長、すいません。

私が質問させていただいた趣旨は、前回その時点では当然、事務局の担当者もいらっしゃるかもしれませんが、趣旨はこういうことです。

重ねて申し上げますが、ゴミ処理量が非常に少ないと、経営的に赤字がかさんでいくという中で、例の経営に関する検討委員会の中で経費の節約はできないかと、そういう中で水処理についても経費の節減はできないかという話が委員の中から出ていました。

そういうことに基づいて実際に水処理が動かされているのでは困ると、予定されたものが量的に動かされては困ると、地元の心配する立場からして、そういう発言が委員会であってですね、非常に心配していたわけなんですよ。

ですから、マニュアルでは基本的にはどの薬品をどのくらいの数量使って処理しますよというものに関して実績を示していただければ、現実、マニュアルどおり、皆さんが地元と約束したとおりの水処理に関する経費を削らずに使われていることが確認できるという意味でそういうデータをお示しいただきませんかという話をさせていただきました。

<事務局>

分かりました。

ただですね、先ず申し上げたいのは、経費節減のために、命であります水処理施設の処理をケチるようなことは、一切これまでも、今後もございません。

マニュアル的なものはありますが、浸出水の、先程申し上げました量、又は汚れ具合、そういったことによってかなり現場で調整しながらやるものですから、一律に薬品の量だけが多い少ないという評価をどうされるのかよく分からないのですけれども、量だけが一人歩きするというのは非常に怖い。

誓って、繰り返して申し上げますけれども、経費削減のために、一切今後も、水処理施設にしる、安全につながる命の部分ではですね、削減することはございません。

<委員>

ありがとうございます。

当然、私もその言葉を信じたいと思っていますけれども、そういう議論が、赤字経営の中で、経営の観点でなされていたのも事実ですから、今のおっしゃるお言葉をそのとおりで私も受け止めたいと思います。

<事務局>

水処理ができないくらいだったらですね、ゴミの搬入を止めるべきだと思います。

<委員>

であれば、言葉ではなくて、データでこういうふうにやっていますからということで、私たちを安心させてください。

もう言葉はよく、お気持ちは十分分かりました。

<議長>

ご検討ということで。

<委員>

先ほど産業廃棄物の全体量のうち、処分場に搬入される割合は、15から20%ということをお申し上げしましたが、20年度の24,000トンという全体の廃棄物量から対象外を除き、これを20,000トンくらいと推測すると、昨年1年間の搬入量が4,800トンですので、20から25%くらいが入ってきているということになりますので、訂正させていただきます。

<議長>

他にございますでしょうか。

<委員>

資料3で環境モニタリングの数値が示されました。

その中で一点気になる部分がありまして、これは私が素人ですから、これは心配がないということをご説明をいただきたいということで確認させていただきたいのですが。

データを持ってきましたので、議長、もしよろしければ、皆さんに見ていただきながら、心配な点をご説明いただけるかなと思うのですが。

<議長>

よろしいですか。

どうですか、データをお持ちだということです。

では、どうぞ。

<委員>

このデータはですね、地元で、この処分場ができることに関して湯沢川を中心にですね、汚染されたり、あるいは有害な物質が地域へ下りてくるような事があっては困るということで、地元の有志の皆さんがずっとこの間湯沢川を中心に調査をしております。

電気伝導率という水の汚れを計る数値があるんですけども、それを追っかけてきたものなんですけれども、この中でブルーの、このグラフの下の方に観測の日が入っております。

左側が電気伝導率で示されておりますが、このブルーに関しましては、湯沢川で調査をしている。

湯沢川の川の水の調査ですね。

汚れを調査している。

場所は広域農道の直下の湯沢川の調査であるというふうに聞いております。

それから、モニタリング井戸に関しましては、今日報告をいただいております観測井の3号、11ページのデータというふうに、これは事業団の皆さんから聞き取りをされて、水を調査されている皆さんがグラフ化したというふうに聞いています。

一番下のグリーンは、湧水、湧水の調査のデータ。

見ていただければ分かりますが、湧水は非常にきれいな状況で推移しているということが分かるんですが、一点私が心配させていただいているのは、観測井3号、これは14ペ

ージの資料で見いただければ場所が分かるんですが、この処分場に入ってくるゲートのところにある井戸ですね。

井戸の深さがここにありますが、11ページに戻っていただければ深度が30m、ストレーナ、管を22mのところまで水を採られているということだと思うんですが、これがですね、11ページの表で見てください、表7で。

電気伝導率というのが、一般項目、下の方の、下から3つ目くらいに電気伝導率が示されておりますが、操業開始されて5月18日が11mS/m。

ごめんなさい、大事なことを言うのを忘れました。

民間の心配されている皆さんが調べている単位というのは、私がお配りした資料にありますように $\mu\text{S}/\text{cm}$ という単位で、事業団の皆さんが調査している数値というのは単位が違っていて、mS/mという違いがあるということを理解してください。

これは単純に言いますと、お示した表の数字の1/10くらいが事業団の皆さんの調査単位くらいなのかと、目安として見ていただければいいと思います。

表に戻りまして、電気伝導率が、事業団の操業直前の5月18日では11mSですか、これが最終の平成22年5月13日の段階では18に上がっている。

単純に一般の皆さんの単位で言えば、110が180になっていると見ていただければいいのかなと。

問題は、これは採っているのが地下水なんですね。

資料表5に戻っていただきたいのですが、これは処分場の上の井戸ですね、ある意味非常にきれいな井戸という事でしょうけれども、これの電気伝導率が一番高い時が操業前の平成21年5月18日の7.8mSということまでしてね、これが一番直近の平成22年5月13日では5.8mSということですね。

私たち素人の考えでは、当然観測井3号の数値と観測井1号の数値というのは、そんなに大差があってはおかしいんじゃないかな、同じ地下水を計っているのになんでこんなに差が出てくるのかなあと。

で、しかも私がお配りした赤いグラフで見いただくと分かりますように、少しずつ右肩上がりなものを示している。

そうすると、可能性として、処分場の上の地下水ではそれほどきれいな状況、処分場の直下の観測井ではこうやって汚れが具体的に出ているということになると、何かそこに、処分場の地下に何かかが起きていないのかなあと。

遮水層を含むところに何か起きていないのかなあとという懸念と。

いやいやそれは全く違いますという事で是非安心をさせていただけるようなご説明をいただきたいと。

<委員>

ちょっといいですか。

この電気伝導率というものが、何に起因して伝導度に変化するのかということも、基本的なことですが、お伺いしたいと思います。

<議長>

じゃ、二点、事務局でどうぞ。

<事務局>

先ず、電気伝導度については、基本的には水の中に何でもかんでも溶け込んだ、有害物質もそうですし、自然界のミネラル、又は肥料の成分、又は土の中に含まれている成分、そういったものによって電気伝導度というものは動きます。

要は、水の中に溶け込んだ電気を通す物質が多ければ、電気伝導度は上がります。

委員からご指摘のあった可能性として、電気を通す物質が水の中に溶け込んでいるから汚染があるのではないかというご懸念ではないかと思いますが、これまで説明してきた内容とすれば、電気伝導率については確かにそういう恐れを抱かせる一つ指標にはなりますが、併せて地下水の環境基準項目であります。

これは有害物質の関係でございますが、26項目をずっと測定してきて、それらが全く検出されていないと。

ほとんどが検出されていないという状況から言っても、先ず一つは安心。

それプラスですね、ではなぜ右肩上がりに電気伝導率が上がってきているのかと言うことですが、先ず、井戸の設置場所が違って、井戸へ入ってくる地下水の背景がちょっと違うのかなと。

先ず、No. 1の地下水、これは埋立処分場の上流にある、もちろんきれいな水、指標になるようなきれいな地下水を取る井戸ですけれども、その上流側は、直近見ていただくと植林された林とかが上にあるんですよ。

それに対しまして、この電気伝導率が上がっているNo. 3の井戸につきましては、門の脇。

門の脇からちょっと外の方を見ていただくと畑がございます。

そうすると、畑で耕したり、肥料をくれたりとか、農薬をまいたりとか、そのようなものも拾っている可能性もあるのかなと。

それともう少し安心していただきたいという材料とすれば、表の4になります。

これは先ほど説明した、これが埋立処分場とすれば、その下に、遮水工の下に集まってくる水を集めたものになりますけれども、埋立処分場の器の下の水です。

地下水、その結果がこの表の4になりますけれども、有害物質が一切出てないよということ。

それプラス、その一番下、真下にある電気伝導率が例えば5.7、高くても7.9というような状況と。

そうすると、漏れていけば一番影響を受けるのがここの表の4の値になるんですけども、これが上がってきていない。

それプラス、3号の井戸の近くには畑がある。

だから、井戸というのは、もう限定してうちの処分場のなるべく影響を受ける井戸を選定していますけれども、限定してではなくてそこらへんのフィールドを広く地下水が集まって参りますので、No. 1の場合は、畑ではない林の、割と人為的な肥料とか、耕作に基づく農業、電気伝導率を上げるような要素がないようなフィールドであると。

で、3号の方は、畑とかそういった電気伝導率に影響を与えるフィールドが近くにある

と。

そこらへんの違いではないかなあと思います。

いずれにしましても、電気伝導率しかやっていないのであれば、電気伝導率の上がりっというのは非常にこちらでも重視、注視して、重大に捉えていかなければならないところですけれども、有害物質も併せてモニタリングしている中で検出がされていないということをよく捉えていただきたいということが、こちらとすればご説明させていただきたいことですね。

<委員>

さっきのこの電気伝導率、これはすべての無機質、あるいはミネラルですね、あるいはまたプラスに改善している、あるいはマイナスに改善している、それらのすべてのものでもってこれが変化するというようなことになろうかと思えます。

ここに指定されているものをしっかり検出しているというふうなことでもって、検査しているというふうなところで、検出されていないというふうなところで、私たちが安心しているわけですけれども、この表で見ますと、一つの時期に電気伝導率が上がっているというふうなこと、これはやはり無視するというわけにはいかないと思えます。

これはこういうふうな事実があるというふうなところを見た中で、細心の注意をはらっていただきたいというふうに思います。

<委員>

はい、議長。

<議長>

あの、ちょっと失礼します。

一応、事務局からはですね、会議の予定は約2時間というふうにされておりますので。

ただ、これは大変重要なお話ですから、スキップするつもりはございませんけれども、効率よく対応させていただきます。

<委員>

もちろん、電気伝導率ですから、塩分等が、その率が上がっていることもわかるのですが、私が申し上げたいのは、この観測井は、その目的は処分場の遮水シートの破損状態、破損があってはならない、もし破損した場合に直近でデータ、数値に表れてくるということで、大変重要な観測井ですよ。

今のお話も聞いていると、隣が畑だから云々というようなことですが、それは可能性として当然そういうこともあるかもしれませんが。

こういうところの数値の動きってのは、確かに個別の分析項目において安全だから大丈夫っていうんじゃなくて、今言われた大きな目的は処分場の遮水工の破損状態があってはならないことをチェックする大事なポイントですから、そこでの認識をしっかり持っていて、今はご説明のとおり、各項目のデータは基準を下回ってますから、それは結構ですけど、しかし少なくとも右肩上がりになってきている状況、しかも、素人考えで言

えば、ストレーナの位置からしても、上の1号井戸よりはずっと深いところで取っているはずですよ。

取っているはずですから、素人考えで見れば、上よりもっときれいでいいのかなと。

数値がそんなに大きくは動かないのかなあと素人考えでは思うんですけど。

倍に近いような数値、上との、1号井戸と比較すると違いが出てきている。

それらはやはり私どもにとっては非常に心配な状況ですし、特に数値が右肩上がりで動いているということもありますから、是非、ここへは一つしっかりとこれから注意をさせていただいて、できる限り様々な可能性も考慮しながらも監視をしていただくというふうに思います。

今のご説明を聞くだけでは、なかなか私には、頭の悪い私には、よく全体が理解をしにくい部分もあるんですが、是非、そのことだけをお伝えしておきます。

ですから、全くその可能性を、様々の可能性を否定しないで、できる範囲の中での調査をすべき。

<事務局>

もちろん、そういうつもりでございます。

そこで、もう一つ、委員さんに見ていただきたいのが地下水集排水管のモニタリング人孔、これは本当に埋立地の真下を通ってきた地下水になりますので、その値もしっかり見て、こちらは総合的に判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

<議長>

データはですね、少なくとも、手を加えていない生のデータがここに出てきている。ここが大変重要なことです。それでこのデータは右肩上がりに、あるいは別の変動をするかどうかというあたりはもう少し時間を置きながら全体を見た方がよろしかろうと私は個人的に思っています。

ただ、重要なのはですね、こういうデータをベースにして、このような議論ができるということが大切だというふうに思います。先ほどお話がございましたけれども、継続して、注意深く見ながらの、ディスカッション、心配をお互いに討論し合いながら、対応策っていいですか、現象をしっかり見つめていきましょうという姿勢を、この委員会が持ち続けたいというふうに思います。

そういった意味で小さな変動に一喜一憂しないで、正直なデータをこういう場に出していただくという姿勢を是非貫いていただきたいというふうに思いますので、よろしくどうぞお願ひします。

<議長>

えっと、他にございますか。

なければ、これは大変重要な部分でありますけれども、幸いにしてですね、まだ1年経過する段階で、基準値をオーバーするようなことはない。若干の変動があつたりなかったりする、若干増えたり増えそうに見えたり、そういったことはございますけれども、水質的には安心なレベルにあるということでございます。

それで、他になければそれでちょっと急いでということになると失礼でございますが、前回積み残しの「学識経験者について」を議題にさせていただいてよろしいでしょうか。

委員の皆様方、予定でございますでしょうか。

じゃあこの件をですね、進行状況によってでございますが、議題に挙げさせていただきます。

この件は、前回の21年度第2回の安全管理委員会の最後の取りまとめにおきまして、ここでは1名増員しませんかという提案をいただきました。

議事録に見るような紆余曲折は御座いましたが、最終的にですね、最後の取りまとめで、地下水の専門家をイメージして当委員会の学識経験者を1名増員しましょうと決定させていただくということで委員の皆さん方の同意をいただいたという経緯がございます。

そのことを踏まえて、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

<事務局>

座ったまま、ご説明申し上げます。

お手元の資料の方に、学識経験者という形の中で安全管理委員会の位置付け、それから増員についての過去の経緯、それから選考基準という形の中でお手元の方に資料がございますので、それを見ながらご説明させていただきたいと思います。

新たな委員さんもいらっしゃいますので、これまでの経緯等からご説明を申し上げます。

専門委員につきましての位置付けにつきましては、委員長の挨拶にありましたように、公害防止協定、要するに、山梨県、北杜市、事業団の3者で締結しました公害防止協定第9条に、県、事業団、北杜市及び専門家からなる安全管理委員会を設置するという形の中で、現行学識経験者2名という形の中で、中村先生と金子先生の2名を含めた総勢20名で、今、安全管理委員会は構成させていただいております。

任務的には、処分場建設時の施工状況、公害防止協定の細目事項、これは平成20年度までで終了していると思いますけれども、その他の安全管理について必要な事項という形の中で、現在、運営しているところでございます。

具体的な役割としましては、21年度からは主に環境モニタリング調査結果等を事業団が報告しまして、その内容等を検証する場、あるいは調査結果等に異常が認められた場合の報告の場、あるいは今年の1月29日に遮水シートを破損した事故があったと思いますが、その時のような報告の場、それから周辺環境への影響が懸念され、業務を停止しているような時の再開に当たっての協議の場として、センターの安全管理についてご意見をいただくことにしております。

これが専門委員さんの位置付けでございます。

それで増員についての経緯をご説明させていただきますけれども、先ず、第1回目の委員会におきまして、昨年8月12日に開催されました委員会の席上におきまして、地元委員さんから、モニタリングデータを客観的に評価していくため、それぞれの立場の中から専門委員を出すことについて検討していくことの提案がございました。

そこで第2回の委員会で、本年2月12日に開催されたわけでございますけれども、過去の経緯や委員会での検討状況について説明した上で、事務局としましては委員会の設置要綱第4条の適用という形の中で、第4条に、「委員長は必要があると認めるときには、委

員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。」というのが設置要綱第4条にありますけれども、それを事務局から提案いたしました。

その時の各委員さんの意見としましては、

- ・委員会の中立性を更に高めるためにもやはり増員をすべきである
- ・現任の専門委員ではカバーできない面においては、専門家を呼んで意見を聴くことは当然必要であるし、別の観点から見ていくためにも増員は必要である
- ・地下水汚染が心配と思われるので、地下水、地質、汚染との関連に専門的な委員を選任してほしい
- ・処分場の問題をトータルで見ている方や処分場の運営を見ている人が良いのではないか
- ・専門的なことを検討するならば、オールラウンドの人よりも専門的な人を招聘した方が効率的な検討ができる

などの多くの意見が出されたところでございます。

前回の委員会の結論としましては、先ほど委員長からお話がありましたけれども、処分場の安全性や運営に係ることに対して疑問があるならば、その回答が求められるような専門家をお呼びすることを前提にいたしまして、一応、地下水汚染があったならばそれに対応できるような専門家をイメージしておるということにして、委員会に現在の2名の先生の他に専門員の先生をもう一人増員することになったところでございます。

以上が、昨年度に検討された経緯であります。

それで、この度、事務局として提案させていただきたいのですが、先ず、その専門員の増員につきまして、資料に書かれている選考基準を提案させていただきたいと思っております。

選考基準につきましては、最初に、委員会においては裁判のようなそれぞれの立場ではなく、中立的な立場で意見を期待できる方。

これは、前回の委員会でも中立的な立場で物事を言える人ということで委員の方から出ております。

それから、処分場による地下水、先ほどから地下水汚染等をいろいろご論議いただいておりますけれども、処分場による地下水汚染等を考慮し、土壌や水質汚染の専門の方という形の中で土壌汚染や水質汚染の専門の方。

そして、仮に事故が発生した場合等のことを考慮し、即対応できるように現場経験も豊富で実績のある方を選考基準として提案させていただきたいと思っております。

ご論議のほど、よろしく願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。

前回の決定を受けて、事務局の方で学識経験者を選ぶとした時の経緯と選考基準の提案がございました。

この件について、ご意見ございます方はどうぞ。

質問も含めて結構ですので、どうぞ。

<委員>

前回の議論の中で、私の記憶の中では、ここに選考基準というか委員さんの意見が書かれていますけど、この中でもうちょっと大事な点が議論されたような、この専門家の選考に関して議論されたように記憶しているんですが。

地元の人たちの、意向を受けると言ったらおかしいですけども、そういう立場も考慮しての専門家というふうな議論があったように私は記憶しておりますが。

その点に関してはいかがでしょうか。

<事務局>

地元の意向というような、前回の議事録にはなかったような気がします。

中立的な立場という形の中で皆さんお話をいただいていたような形が残っているように記憶しております。

地元というのは、1年前の最初に委員の方からそれぞれの立場で選考したらというようなお話ではないかと思います。

<委員>

それももちろん8月の21年度の第1回目でしたが、2月の時点でもそのことは私の方で発言させていただきまし、今私が申し上げたことは発言させていただいたし、委員会の中でもそのことへの理解はある程度得られているのかなあと私は理解をしていたものから。

その点が、ここの今日の表記の中にはちょっと欠けているなあとというふうに思ったものから。

それは私だけでなく、他の委員さんからも、それに何て言うんですかねえ、賛同を示されるようなご発言もあったように私は記憶しているんですけど。

<事務局>

それについては、私の方としては、過去の記録等を見る中で、ホームページ等で報告してあると思いますので、公表してあると思いますので、そこの中で拾う限りでは見当たらないような記憶もあるんですが。

ここの項目としては、私、1、2、3、4・・・5つ項目しか私拾っておりませんが、一応やはり、ここでやはり委員会で物事をやるためには、やはりそれぞれ立場というより中立的ですね、県側でもない、北杜市側でもない、事業団寄りでもない、あるいは地元寄りでもない、要するにそういう中立的な意見を述べる方というように理解をしておりました。

そして、更に、土壌汚染とかそういうものが心配という形であれば、そういう人を呼んだらどうかというような形でありました。

更に、委員さんの中からお話があったのは、やはりオールラウンドの人がいいとか、あるいは処分場の全体ですか、処分場をトータルで見ている方がいいとかという話は記録上はあったように承知しております。

今回、私の方がこれを踏まえご提案させていただいておりますので、その中でご論議していただきたいと思います。

<委員>

大事な部分ですからね、大事な部分ですから、私ここに議事録持ってきてますから、全部調べろって言えば調べますけど、発言している本人が物を今言わせていただいていますから、そこを是非。

改めて、ここでもその話を、今、専門家の先生方がお二人参加して下さってるんですよ。

それへ、敢えて、なんで3人目の専門家をという議論になったかということをお考えいただければ、当然そういう原点に、私が申し上げたようなところがあつてですね、話しが取りまとめられてきているというふうに理解いたしますが、その点は非常に大事な部分であるというふうに私自身は考えてますが、委員会でもそういう認識を、一定の認識を得られているというふうに思っています。

是非、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

その辺の認識を持ちながら、協議をしていただきたいというふうに思っております。

<委員>

よろしいですか。

専門家の先生というふうなことも、私ここで初めて関わる事柄ですけども。

今言われました、二人専門家の先生がおられる中でもって、もう一人というふうな考え方ですが。

なぜそうなったのかなというふうな、ちょっとクエスチョンを、疑問を持つわけですけども。

しかし、こういう経過の中で増員するというようなことでしたらば、やはりこの先生方が専門外というふうなところもあろうかと思ひます。

二人の先生の専門外のところでもっての先生をお願ひしたいと。

これはもう私もそう思ひます。

一番の、中立的な立場というのは、これは、専門家の先生は本当に中立的な立場でもって、客観的に物を見れる先生というふうなことが非常に大事だというふうに私は思ひます。

ですから、この選考基準は、しっかりこういうような中でもってしていただければ、私は異存はありません。

<議長>

他にご意見ございますか。

<議長>

結論を言うのはまだ早いですが、4時を経過しました。

今日は別に予定があるそうですが、これ重要なことですので、この選考基準までは、今日決めさせていただきたいと思ひます。

委員さんからは、地元の意見を反映できるような方というふうに言いたかった、発言をしてきたというご指摘ございました。

先ほど申しましたように、議論の過程で、同一の人が話している過程で、いろんな単語

が出てきます。

その時その時に応じた言葉を使っておりますから、同じことを言いながらも、別の表現をしているというケースはままございます。

専門家というのは、先ほどいろいろお話ありましたように、基本的にはですね、行政側でもない、それから地元側でもない。

基本は、何かって言ったら、安全管理委員会は処分場の安全、すなわち地域に環境汚染を及ぼさない、それから人体影響があるようなことがないようにしようという安全管理の基本的な考え方です。これは、皆共通しているんでありまして、地元であろうと行政であろうと、私どもも勿論でございますが、そんなことがあっちゃいけない施設だと思っておりますから、そういった意味では同じ考え方を共有しているんじゃないかと思えます。

ですから、いわゆる安全管理委員会の公明性とか、公平性とか、客観性とか、そういうことを印象付けようとするならば、特定の色が付かない人を、とりわけ専門家でございますから、選ぶ方がよろしかろうというふうに思えます。

発言の趣旨はわかるんです。

要するに、地元の方は普通の人以上に地域の環境負荷、環境影響を心配し、自らの健康の被害を心配される。

これは、大変深いものがあることは十分に分かります。

しかしながら、ここにいる委員全体は、少なくとも同じ思いをしている、共有しているというふうに思えます。

専門家というのは、偏った見方をしないで、できるだけですね、何か異常な兆候がないだろうかという姿勢を持つ方と思えます。

先ほど右肩上がりになっているじゃないかのご指摘いただいておりますが、こういうことをですね、これは何か変な兆候を示さないだろうかという視点で安全性を阻害する兆候を見つけることに専心、努力するという方、誰のためでもない、要するに安全に運転・管理されるような施設を作りましょうということに視点・力点を置いた委員が必要だというふうに思っております。

そういった意味ではですね、事務局に用意していただいた中立的な立場というのは、これは必須の条件と思えます。

中立的であるというのは、すなわち一党一派に属さないというふうな言い方、ちょっと俗でございますけれども、要するに中立であってですね、現象をしっかり理解しようという姿勢で、要するに安全に管理していきましょうという視点で現象を見れる方が必要だと考えます。

地元の方たちは、地元にとってという思いでデータを見る立場にありましょうし、行政は行政の立場でございましょうけれども、少なくとも専門家というのはそういう色を持たないということが重要で、中立性ということは大変重要なことです。

それから、土壌汚染や地価水汚染は、言ってみれば一番重要な視点じゃないか、ご心配なさる部分じゃないかと思えます。

大気汚染や騒音振動もさることながら、この分野は、地域の方々にとって、より圧倒的な関心事でございましょうから、こういう専門の方が望ましいと思われれます。

私どもは、少なくとも水質、毒性とかをやってきておりますけれども・・・。

次に、三番目のことと関連しますけれども、前回、委員さんは“トータルな”という言い方をされておりました。

委員さんも発言の最初の頃は、中立性ということをおっしゃってました。

また、客観的で、公正な判断ということを書いていらっやいました。

この部分は、選考基準の一番目の要件に相当します。

その後、専門家に関しては、ずっとトータルなという言い方をされております。

これは、すなわち処分場の全体を見ながら研究してきている、そういうことをトータルとして見れる方、これはちょっと言葉を変えれば、現場経験や、いろんな経験を持っている方を指していると想像されます。

そう言った意味でのトータルな人はなかなかおりませんが、少なくとも、土壌汚染、水質汚染、地下水汚染、その他の知識をお持ちで、しかもその分野に関して、現場経験や、処分場のことについてよく承知してて、管理にもよく精通している方が望ましい。精通の仕方や程度もございましょうけども、トータルとしてというニュアンスに相当するような現場経験をお持ちの方というこの三番目は大変重要な要件であろうと思います。

ですから、委員がおっしゃった、地元に関わりを入れるとかですね、地元を代弁するとかっていう方は、むしろ専門家としてはふさわしくない。

むしろ、中立的に、物を考えて、現象に対して何か異常な兆候はないだろうか、あるいはこういうやり方をしてもっと効率的に測定したり、監視したりするような方法がないかとかですね、そういう提案をする方がよろしいんじゃないかというふうに思いますので、人を決める前に提案されたこの選考基準の枠は、案外公正な基準じゃないかと私は思っているんです。

よろしいでしょうか。

<委員>

委員長、よろしいでしょうか。

私です、手短かに話を進めましたから、誤解を与えるような発言になったかしれません。

決して、地元へ肩入れをして、味方をしてくれる人をなんていうつもりは全くありません。

今、いみじくも議長がおっしゃって下さったように、私は当初から中立の方、専門の方。

ですけど、敢えて、敢えて3人目の、お二方がいらっやる中で敢えて3人目の方をお願いするというその物の考え方は、もっとわかりやすい形で言えば、大変失礼ながら、先生方お二方はこの計画へ最初からその知見をすべて提供された関係の専門家でいらっやいます。

私からすれば、是非今度の専門家ももちろん中立な立場じゃなくてはいけないなんてことは当然のことです。またそういう見識を持った方をお願いすべきだと私は思っております。でき得れば、住民サイドからその専門家を推薦をさせていただきたい。

そういうことのほうが、私は、よりこの問題は理解していただきやすいかなと。

ここにある基準の項目はまさしくこのとおりで結構、当然これじゃなくてはいけないと思っております。

だから、そういう意味で、そういう推薦の仕方に関して、できればそういう形を取らせていただきたいというところが私の一番の申し上げたい趣旨です。

<議長>

実はですね、私、時間も終わりに近いですから、お詫びをしなきゃなりません。

委員さんからですね、増員の提案がございました。

で、その時ですね、事前によく調べてあればよかったんですが、公害防止協定の中に安全管理委員会を設置するという規定があって、そして専門委員は、別紙で規定するというふうに書いてあったかなあと、そんなような気がします。

それで要するに最初の委員会に示されたのは、専門委員が2名となっていたんですね。

これをですね、結果的に増員することにしてしまった。

これが一事不再理ですね、そう決定したんだから、もう1名増員するということで決めますけど、私は大きな間違いをしてしまいました。

すなわちですね、当初、公害防止協定に見られた安全管理委員会の人員構成の学識経験者の部分に対して、私は、間違いをしてしまいました。

この責任は私が取らざるを得ないと思います。

と言いますか、良くも悪くも、これはお詫びしなきゃならない。

増員の提案がございまして、いろんな議論の末、1名増員するということは、決定しました。

これは私の責任でございますが、いったん決定したことでございますから、増員するという事にさせていただきます。

それともう一つはですね、あの長い議論の中で何が問題だったかという、推薦の仕方を決めてなかったことですね。

1名増員だけ議論しました。

たまたま委員さんからお話ございましたけれども、私は当然ですね、これは事務局から推薦されるものだというふうに思っておりました。しかし、意見としては、もう少し広くとか、事務局が決めるんじゃなくて委員会が決めるとか、いくつか意見があるんじゃないかというふうに思ってますが、この点をちょっと議論させていただきたい。

次の予定を考えますとあまり時間が取れないんですが、何かご意見ございますか。

<委員>

よろしいですか。

確かに、推薦の仕方、選考の仕方、本当に難しいと思います。

私は、この先生方二人の専門外というふうな先生にお願いをいたしたいというふうに思いますので、二人の先生がそういうふうなところは詳しいんじゃないかというふうに思いますので、どういうふうな選考の仕方をするにしろ、二人の先生に一任したいと私は思います。

<議長>

はい、わかりました。

他には何かございますでしょうか。

<委員>

重ねてお願いをさせていただきますが、是非この発端が、増員の発端の経緯を理解をしていただく中で、是非選考するに当たってですね、事務局サイドからっていうだけでなく、委員の中でもそういう意見を持っている者がいるとしたらば、推薦できる方がいるとしたらば、是非その声も併せて聴いていただいた中でご検討いただきたいなあというふうに思います。

<議長>

事務局のお考えはいかがですか。

<事務局>

委員が言われたように、先生たちから推薦していただけるのであれば、それでもう中立的な立場ですので、両名の先生の方から推薦していただけるのであれば異論は特にありませんですし、事務局で提案するという形であれば事務局も推薦人としては何人か候補は挙げることはできると思います。

<議長>

私はそうは思わないんですよ。

今、委員さんがおっしゃったように、あの……。

<事務局>

委員さんは委員さんの方で挙げようとしてますけども、別の委員としては先生にお任せするというふうに言っておりますので。

<委員>

ええ、私は、この中立性というようなことを考えた時に、先ほど先生の方から言われました、県でもない、地元でもない、事業団でもない、そういう中でもっての専門家というふうな先生がお話されましたもので、推薦人にはそういうふうなところから推薦もするんでなくて、本当に今中立的な立場でおられる先生二人に私は一任したいというふうに私は思います。

<議長>

他にご意見ございますでしょうか。

<議長>

先ほどの繰り返しになりますが、提案された選考基準は、この場で、こういう形を取って選びましょうということを決定させていただく。

それで、誰がということにつきましては、ある委員からは、学識経験者は知人も多いた

ろうし、そのあたりで選んだらどうかという提案もございました。

事務局のサイドは、事務局の方からと言われればやりますという話がございました。

別の委員さんはですね、地元からといいますか、案がお持ちなんでしょうか。

まあ、そういうことかもしれません。

どういたしましょうか。

<事務局>

失礼があつてはいけませんので、再度申し上げます。

私は、委員の方から先生たちに一任という形の中では別段反対する理由はございません。

事務局からということであれば、事務局で提案します。

そういう考えです。

<議長>

だから、もう一つはですね、委員さんはできれば推薦したいとおっしゃってるわけです。

そうでしょ。

<委員>

はい。

<議長>

そうおっしゃってるわけです。

ただ、その点について事務局のお考えを一応聴いてですね、時間でございますので、しつかり締めたいと思いますが。

<事務局>

できれば、私どもとしましては、さっき委員が言われるようにですね、中立的な立場の2名の専門委員の先生に推薦していただければありがたいなあと思います。

<議長>

では、この件はですね、もともと委員さんからスタートしたお考えでございましてですね、大変いいご発言をいただいている部分もあろうと思います。

ただ、委員さんのおっしゃるのは、私どもは、少なくとも計画のかなり当初からこの委員会に、参加させていただいていて、地元の代弁者になってくれていないよと、あるいは不安だよっていうご意見をお持ちの故に、こういう発言をなされたというふうに思っております。

しかしながら、専門委員さんからも弁解がございます。

客観性を常に維持しながらやってきたつもりであると仰いました。

要するにですね、一党一派に属するような見方をしないで、客観的に公正に判断してきたつもりだとおっしゃっていましたが、私自身もそういう心がけでやってきたつもりです。

処分場は、重要な社会基盤施設です。

私どもは毎日、廃棄物を出す。

し尿だって、それからゴミだって、これをどこかで受け取ってから処理・処分をする。

未来永劫これを処分していかなければなりませんから、そういった施設を作り、ある期間して満杯になったら、次のところに作っていくわけですが、少なくとも次の計画のためにも、継続的に排出される物を安全に処分する方式に関して責任をもってやっていくということをしなければ、地元の共感を得られるはずがないという性質のものでございます。

そういう点ではですね、学識経験者は中立性、安全性ということを常に意識した立場でないといけない。

誰かのために便利になるようにとか、役に立つようにという発言をしてしまっただけではない、そういう特性を持ってるんじゃないかというふうに思いますので、委員さん、大変いい指摘を2回にわたっていただいて、大変貴重な議論をさせていただきましたけれども、これはですね、やはり特定の色を持った方だという目で見られない、本人のためにも、それから委員会のためにも、そういう方を入れない方がいいと思います。

それで、別の委員さんの意見を採用するわけではございませんけれども、推薦の主体は、一応、専門委員と私として議論させていただいて、それに事務局に相談するという場を設けさせていただいて、そこで、次の機会に提案させて戴くことにしたい。

ここでは、3つの条件、すなわち中立的な立場を守れる人、それから土壤汚染や地下水汚染等に専門的に発言ができる人、それから、できれば委員さんのおっしゃるいわゆるトータルとして処分場に関して意見を述べ、それから対応を考えられる人という前提で、一応、専門委員とお話させていただくこととしたいと思います。

議長の勝手な判断でございますけれども、そのように決めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

是非ご協力をお願いします。

<委員>

議長、すいません。

申し訳ないですが、私がお薦めしているのは決して住民サイドに立ってという話としてそれに関わってですね、住民の肩を持つような方なんていうつもりは全くありません。

当然、知見を持たれた中立な方ですから、でき得ればお二方が検討する中へお名前だけでも入れていただいて、そして検討していただくくらいのことは是非なさっていただけないでしょうか。

その方は、お二方のご判断で、この方は色が付いているということであれば、私も何も申し上げません。

そうでなければ、是非、検討材料として、お名前も後に挙げさせていただきます、ここでは挙げませんが。

挙げさせていただきますので、是非、ご検討だけはなさっていただけないかなど、これは私からの勝手なお願いです。

あの、是非、そんなこともご検討いただきたいと思います。

<議長>

じゃあ一応ですね、ただいまのお話でございましたけれども、この場の結論としましては、選定基準を認め、それからこの選定基準に基づいて、責任が重いし、それからその役目に耐え得るかどうか知りませんが、一生懸命考えてですね、この処分場が安全に管理できるような方をお一人推薦させていただいて、事務局と相談させていただいて、事務局から提案いただくという形を取りたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

<議長>

以上でもって予定が終わったんですが、その他何か言いたい方がいらっしゃいますればどうぞ。

<委員>

度々で大変申し訳ないですが、埋立事業が進んでいるわけですけれども、その中で地元に対してですね、処理をする過程においての様々な問題を防止するための細目、運用が決められていると思うんですが、それに関してちょっと心配な事例が出てきておりまして、今日、ちょっと写真を、私、全部委員さんの分も用意して持たせてきていただいておりますので、ちょっとそれをご覧いただいて、もう時間の関係で、見ていただいて、後の答えは次の委員会で結構ですが、早急に開いていただいてご検討いただきたいものがありますので、そのご許可を、写真を配らせていただいてもいいかどうか、是非ご許可お願いしたいんですが。

<議長>

事務局、いかがでございますか。

あの時間は如何でしょうか・・・、次の予定との関連で大丈夫でしょうか。

<事務局>

この後の予定は、私ども、その他はございませんけれども、新しい委員さんもおいでになるという形で現地を一回見てもらって、水処理施設を見てもらった方がいいんじゃないかと思ひまして、その場を設けておりますので、どうぞお配りという形であれば。

次回までの回答でいいという形であれば、はい。

<委員>

時間の関係もありますので、結構です、はい。

<議長>

資料に基づいて、説明をお願いします。

<委員>

アルバムと言いますか、これにある写真ですが、ご覧いただいておりますのでおわかりのとおりであ

りまして、トラックからですね、ゴミを落としてる状況の中でこうやって非常に煙が上がってしまっている。

この2枚目、1枚、2枚、その次をめくっていただいてもわかりますように、かなりこうやって上空へ漂ってしまっている、たまたま写真が撮れたんですね。

この処理、こういう形での処理が、当初予定されている細目の処理の方式からいっても問題ないのかどうか。

それから、こんな噴煙て言いますかねえ、ほこりと言いますか、土ぼこりが上がるなんてことは私たちは想定もしておりませんでしたから、作業工程の中で水をかけたり様々してるといことで、飛散を防いでいるというふうに聞いておりますんで、それに反するような状況のような受け止めを、心配を私どもしておりますので、是非、この件に関してご説明をいただきたいのと、申し訳ないですけども、この細目のこういう状況での処理の仕方、どのようなマニュアルになっているのかもまた後ほど結構ですからお示しをいただきたいと思います。

それからもう1枚のコピーって言いますか、A4のものについてですが、これに関してはこのトラックが入ってくる時にですね、全くシートをかけずにトラックが入って来てしまっているんですが。

私どもの理解している中では、シートを被せて飛散を防ぎながら処理場へ入ることになっているというふうな説明を受けているつもりでおりますので、こういう事例ってのが実際どういうふうな運用になっているのかお知らせをいただきたいのと、それから処理する中で、ここには写真をちょっと今持って来ておりませんが、廃アスベストが混ざったパイプなんかをですね、現地で、本来は一切飛散しちゃいけないからそのままそっと埋めることになっているものをコンボの爪で砕いている事例等も目にしています。

これも確か写真があったような、私、気がしますので、そういうことも含めて。

よろしいでしょうか、そのへんのことも含めてしっかりご説明をいただきたいのと、それが取扱上決められた細目に適合した処理になっているのかどうか、それらの説明を次回で結構ですからいただきたいと思います。

<議長>

よろしいでしょうか。

写真のご説明をいただきました。

これをベースにですね、事務局の方でご判断いただきたい。

それからできれば早めに開催してくれというお話がございました。

必要ならばですね、召集をかけていただければと思います。

<議長>

はい、どうぞ。

<事務局>

一応ですね、先ずこの最初の粉じんの上がりについて答弁させていただきたいと思えますけれども、確かにこの写真、これ石膏ボードだと思います。

その時に粉じんが舞い上がってしまっていると思いますが、こちらとすればですね、散水車2台なりを用意して、最大限散水を行い、湿潤化して、粉じんの発生防止を図っております。

ただ、この写真のとおりですね、現にこういうふうに舞い上がってしまった、これ石膏ボードの粉なんですけれども、こういう事態があったことも確かに認めるところでございます。

ただ、先ほどのモニタリング結果、アスベストのあれもそうなんですけれども、基本的にもう大原則粉じんは舞い立てないようにですね、こちらは最大限注意をして、ダブル散水、散水車2台、又は1台でもノズル2本というようなことで、極力粉じんの発生防止、又はドライバーにもですね、ダンプアップの時もゆっくりダンプアップをしてもらうというようなご協力をお願いしながら、やっているところでございます。

それともう1点が搬入車両のシートが被されてない写真についてですけれども、これはガレキ類をですね、飛散の恐れのない湿潤化したガレキ類です。

この積載量がですね、大型のコンテナの1/3以下のケースです。

要は、廃棄物処理法上ですね、運搬する時にですね、飛散流失がないことというふうになっております。

飛散流失がない、現にない、それとガレキ類であること、そういったことからシートを被す必要がないという搬入車両もでございます。

先ほどの最初の粉じんの話に戻りますけれども、なるべくこういうことがないようにですね、今後も万全を期して参りたいと思います。

<委員>

よろしいですか。

ちょっとよろしいですか。

これは非常に傍聴者に、私は議長の方からご指導をお願いしたいと思っておりますけれども。

やっぱり傍聴をしてもらう、それを続けるためにも、傍聴者にはルールを守っていただきたい、私語は謹んでいただきたいというふうに思います。

説明を聞いていて、私たちが非常に聞きにくい点多々ありますので、その点も遵守していただきたいと思っております。

これも傍聴制のシステムを続けるためにというふうなことでお願いをいたします。

<委員>

議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

私の質問に漏れてる部分があるということの中で、私、声が上がったんじゃないかと、私、思います。

アスベスト含有物の処理に関して、先ほど申し上げたユンボー、現場でこれを砕いている実状等もありますが、そのことも含め、それから今ですね、粉じんの飛散に関しても、粉じんの調査で適正なデータが出ているがごときの話ですが、年に2回の調査ですよ、毎日やってるわけじゃないですから、調査を。

逐次こういう状況が発生してくるようなことがあってはならんわけですから。

私が求めているのは、マニュアルでどういうふうに住民に示しているか、そこをちゃんと、そのデータをいただきたい。

それとの適合性のある処理がされているかどうかということが問題であるわけですから。

約束された物どおりにされてるのかも含めて、そのへんのデータをいただきたいということをお願いしたい。

<事務局>

先ず、石綿を含有した水道管の破砕の件について、ご説明したいと思います。

確かにこちらの埋立管理の規定から言いますとですね、埋立地に直接降ろし、そのままそっと埋めるということをしております。

しかし、この間の、口径の、直径の大きなですね、水道の石綿管でした。

それはですね、埋立地の中において、更に埋立区画の中にダンプアップ、そっと降ろそうということで考えたのですけれども、そもそも手降しができるような大きさ、重さの物ではございませんでしたから、ダンプアップ、プラス、重機でそっと降ろそうと考えました。

しかし、そのまま降ろしたのであれば、埋立区画の専門のアスベストの区画の中ですね、空洞ができてしまう。

要は、埋立をして、その埋立の跡が底板になって更に埋立をしていくわけです。

空洞が、大きな空洞ができてしまうそのところが不等沈下を起こしてですね、どんな災害を起こすかもしれない。

そういう比較をする中でですね、湿潤化を、本当にダブル散水なりしてですね、びしゃびしゃに予め濡らして、必要最小限のですね、管を砕く作業を行いました。

要は、石綿含有のそういう廃棄物につきましては、破砕の時に砕く作業をすることによってアスベストが飛散するという恐れがあるわけですから、どうしても砕かなければならないという時につきましては、十分水をかけ、飛散を抑える体制をとってから重機で最小限の空間をなくすという作業を行いました。

それも埋立区画の中ではですね、下が土、又は廃棄物が埋まっている柔らかな地盤ですから、丈夫な、大きな廃水道管を埋めることはできなかつたものですから、埋立区画に一番近いところに、鉄板が敷いてあるところですね、そっとダンプアップをして十分に散水をして砕いたものです。

そこらへんにつきましても、このマニュアルではですね、埋立管理マニュアル等では、要は飛散を防止するというのでやっておりますので、マニュアルに反することはないと思います。

ただ、石膏ボードの件につきましては、粉じんが上がってしまったというのは、マニュアルどおりやった結果こうなってしまったということで、非常にこちらは反省する部分は

あるのかなあと考えております。

だから、二度とこういうことがないようにですね、更に万全を期して散水を十分にやっ
ていくようなことを心がけていきたいというふうに思います。

<委員>

いいですか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

もうこれでおしまいにしますが。

ですから、マニュアルを是非公開してください。

マニュアルを、処理の。

処理を公開していただいて、そして、現実今行われていることがそのマニュアルどおり
行われているかどうか、これ当然、この地域の皆さんとの約束の中でやられていることで
しょうから、そのとおり行っているかどうかを私たちはしっかりと見させていただきたい
と思います。

今言われたように、変更するのであれば、マニュアルと違う取り扱いをするのであれば、
そのことをちゃんとかけてください、ここへ。

この委員会へ。

大事なことですから。

皆さんの判断だけでなさらないでください。

皆さんは良かれと思ってやってるっていうふうにおっしゃるかもしれない。

安全のためにやってるっていうふうにおっしゃるかもしれないけど、私たちはそのこと
も含めてちゃんと理解をしたいです。

マニュアル提示、是非お願いします、議長、提出させてください。

<議長>

先ほど委員からご指摘ございました。

傍聴、すなわちこれは公開しているってことが大変意味があることでございまして、皆
さん方に、ありのままを見ていただくということでございますが、審議の邪魔にならない
ように、発言は控えてくださいという指摘がございました。

是非ですね、今後を含めてご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくどうぞ願
いいたします。

それから今の件についてですね、事務局の方ですぐ答えられなければ、次回第2回委員
会の回答も考えられますので、遅くなってもいいのかですね、そこはどうでしょうか。

<事務局>

マニュアルの公表の話で悩んでしまっているのはですね、こういう安全管理委員会とか、

こういう方々に対して公表するっていうのはいいんですけども、公表することがですね、要は搬入する側の者たちに漏れたしまうそうですね、不都合をきたす、又はその穴をつかれる。

穴がないとは思っておりますけれども、そういうところのメリット、デメリットがあるのかなというふうになんてなっちゃっているところですね。

<議長>

アスベストに関してはですね、周囲の環境もさることながら、作業員が吸ってしまいますね。

発生源が近いですから。

そういった意味ではですね、十分な配慮をなさってやってみえるんだろうと思うんですが。

さて、この件、根が深そうでしたらですね、しばらくご検討いただきたい。

要するに、公表っていうのは、例えば秘密事項でも5年間保存しておいてからというような事もございますが、マニュアルは、言ってみればこういう注意をなささいという全文を示さなくても、こういう条項がありますって、こういうふうにご指導していますっていうのもよろしいんじゃないですか。

事務局の判断で、おおかたいろんな影響やデメリットがないような形で提示を考慮されたら如何でしょう。

作業している人が、いろんな粉じんを吸ったり、石綿を吸ったらいけないという事は当然のことで、一番濃厚な影響を受ける方たちがいるわけですから、いろんな配慮がなされているはずでございますから。

そういった意味で、いろんなメリット、デメリットを勘案の上で、次回にでも、その対応策をお話していただくことにしたい。

当面何をすべきかと言ったら、周囲の環境に影響を及ぼさない、それから作業員が、少なくとも健康の不利益を受けるようなことがあっちゃいけないという思いで、対応していただく事だと思います。

これは、当面重要なことだと思いますので、是非、そういう対応を先ず始めていただいて、公表に関してはですね、慎重審議をしていただき、次回にでも、この場でご開示いただきたいと思います。

そんなことでよろしいでしょうか、委員さん。

<委員>

結構です。

よろしくお願いします。

<議長>

じゃあ、そういうことで、その他がなければ以上で終わらせていただきますが、その後の予定については如何でしょうか。

もう5時になってしまいました。

<事務局>

一応、今後の予定では、とりあえずこれで委員会は締めさせていただきます。

それで新しい委員の方で、施設、まだ5時で明るいと思いますので、見れると思いますので、当初ここでビデオというような、12分ばかりのビデオという形がありましたけども、それはカットさせていただきまして、先ず水処理施設、それから・・・。

先に、暗くなっちゃいけませんので、お立ち台の方で説明を所長の方からさせていただきますので、そしてこちらの方へ戻ってきまして、中の水処理施設等説明をさせていただきますと思いますので、ご希望という形の中で、新たな委員の方、それから旧委員の方でもご希望がありましたら、是非、ご出席していただければありがたいと思います。

よろしくをお願いします。

今日は本当にありがとうございました。

どうも失礼いたしました。

・ 議事終了

・ 委員の方々等による見学が行われた後、終了